



三井住友アセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2014年6月6日



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ:<http://www.smam-jp.com>

お客さま専用フリーダイヤル:0120-88-2976

[受付時間] 営業日の午前9時~午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行います。

三井住友信託銀行株式会社

委託会社の概要

委託会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2014年4月30日現在)

運用する投資信託財産
の合計純資産総額 5兆5,594億円(2014年4月30日現在)

商品分類

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年6月5日に関東財務局長に提出しており、2014年6月6日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

G20 α 債券マザーファンドおよび中国人民元建て債券マザーファンド(以下、総称して「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、実質的に日本を含む世界のソブリン債券に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 G20*構成国・地域(EU加盟国を含む)の自国通貨建てソブリン債券を主要投資対象とします。

- 投資対象とする債券は、自国通貨建てを中心としますが、自国通貨以外の通貨建て債券に投資を行う場合があります。また、自国通貨以外の通貨建て債券に投資する際、実質的に自国通貨建てとなるよう為替取引を行う場合があります。
- ソブリン債券には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。

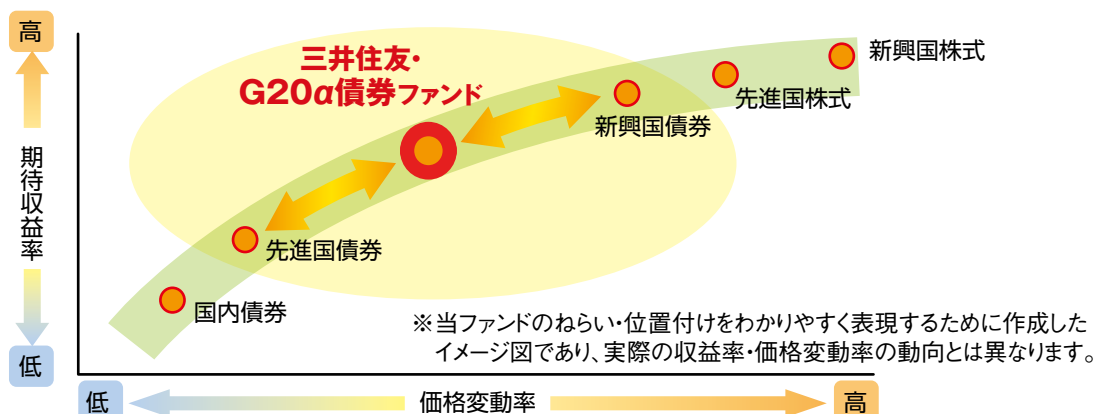
*G20は、主要20カ国・地域で構成され、サミットや財務相・中央銀行総裁会議を行います。

G20構成国・地域のすべてに投資するとは限りません。また、G20構成国・地域以外にも投資することがあります。

2 各国(発行体)の信用力や流動性、金利・経済状況等を総合的に勘案し、投資国や通貨別配分を決定します。

世界の構造変化に対応

当ファンドは、世界の構造変化に対応した世界債券分散投資を目指しています。従来の先進国・新興国の区分けにとらわれることなく、世界に幅広く収益機会を求めます。



3 保有する債券の平均格付けは、原則として、BBB格相当以上とします。

市場環境によってはBBB格相当を下回る場合があります。

4 市場動向に応じて対円での為替ヘッジを行う場合があります。

5 毎月決算を行い、原則として、決算毎に収益分配方針に基づき分配を行います。

分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ポートフォリオ構築の流れ

I) 日本を含む世界のソブリン債券

G20構成国・地域(EU加盟国を含む)の自国通貨建てソブリン債券を主要投資対象とします。

II) ファンダメンタルズ分析

各国・地域のマクロ経済、金融・財政政策および資本規制の状況等を分析し、評価します。

III) 先進国・新興国の相対比較

グローバルなマクロ分析を通じて、景気動向や成長見通し、市場動向等を勘案して投資配分比率を決定します。

IV) 投資対象国の選定

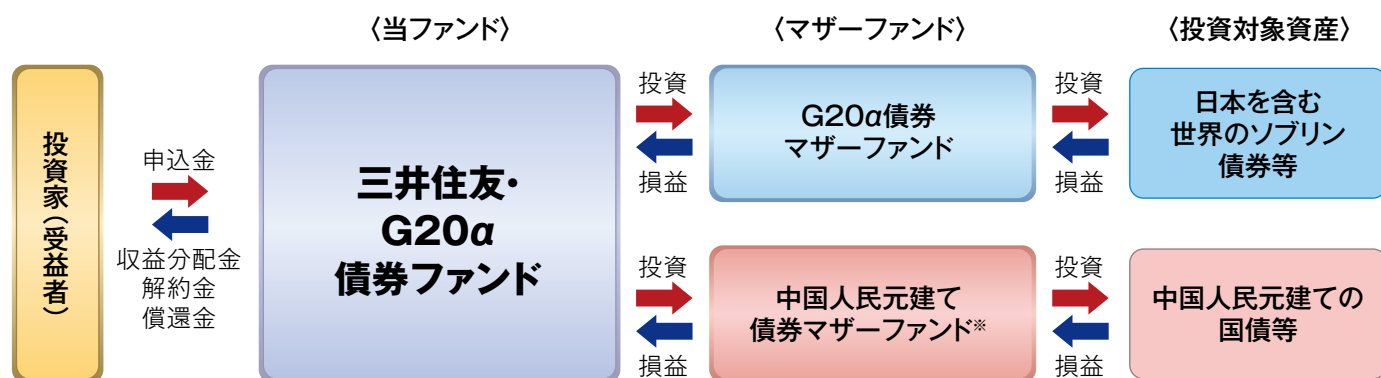
上記II、IIIをベースに、投資対象国・通貨別配分を考慮し決定します。

V) 個別銘柄選択

各国別に、利回り、バリュエーション、年限等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドである「G20α債券マザーファンド」および「中国人民元建て債券マザーファンド」*の組入れを通じて、実際の運用を行います。



*中国人民元建て債券マザーファンドへの投資を行わない場合もあります。

ファンドの目的・特色

「G20」の魅力①

G20(Group of 20)は、世界の代表的な先進国や新興国、資源国等から構成されています。



代表的な新興国

中国
インド
ブラジル 等

代表的な資源国

ロシア
南アフリカ
等

オーストラリア
カナダ
等

代表的な先進国

アメリカ
日本
ドイツ 等

G20構成国・地域は、経済規模や人口等において世界の中で大きな割合を占めており、今後の世界経済の指針を示すグローバルリーダーとしての役割を期待されています。

経済規模

名目GDP



世界ランキング

1	アメリカ
2	中国
3	日本
4	ドイツ
5	フランス
6	イギリス
7	ブラジル
8	イタリア
9	ロシア
10	インド

人口



世界ランキング

1	中国
2	インド
3	アメリカ
4	インドネシア
5	ブラジル
6	パキスタン
7	ナイジェリア
8	バングラデシュ
9	ロシア
10	日本

債券市場規模



世界ランキング

1	アメリカ
2	日本
3	イギリス
4	フランス
5	イタリア
6	ドイツ
7	スペイン
8	オランダ
9	カナダ
10	オーストラリア

(注1) 名目GDPは2014年IMF予想(2014年4月時点)、人口は2012年、債券市場規模は2014年4月時点。

(注2) G20は、EUを除く19ヵ国(名目GDP、人口)、債券市場規模はEU、アルゼンチンを除く18ヵ国。

(注3) 債券市場規模は、国債(JPモルガンGBIグローバル、JPモルガンGBIエマージング・ブロードの各国時価総額)と社債(パークレイズ・グローバル・アグリゲート・コーポレート・インデックスの各国時価総額)の合計。

(出所) 国連、IMF、JPモルガン、パークレイズ等のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

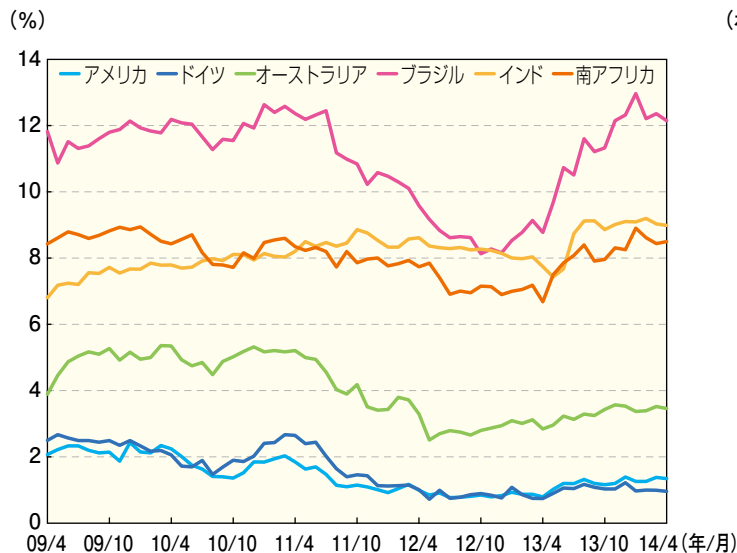
※グラフ・データは、参考情報として記載した過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

「G20」の魅力②

先進国債券は、高い信用力と比較的安定した値動きが、新興国債券は、値動きは大きいものの相対的に高い利回りが特色です。

主要な先進国・新興国債券の利回り推移



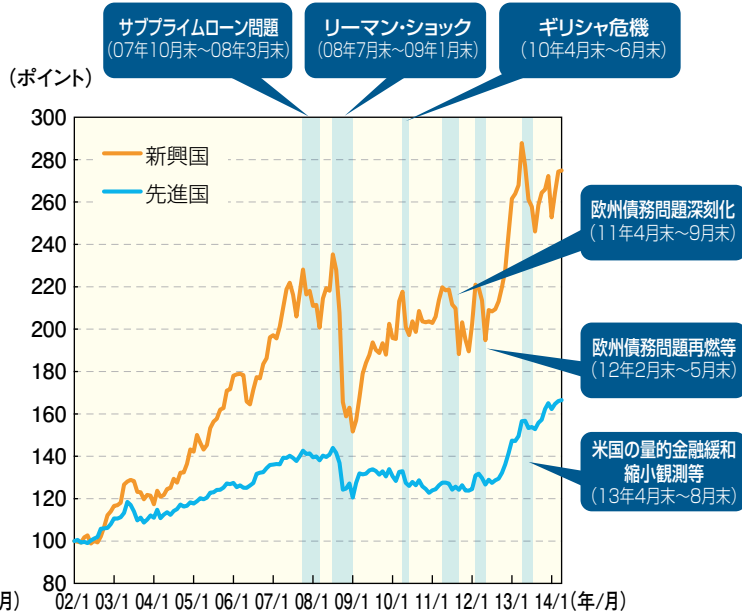
(注1) データは2009年4月末～2014年4月末。

(注2) JPモルガンGBIエマージング・ブロード、シティ世界国債インデックスの各国最終利回りを使用。

(出所) Citigroup Index LLC、Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

先進国・新興国債券指数の推移



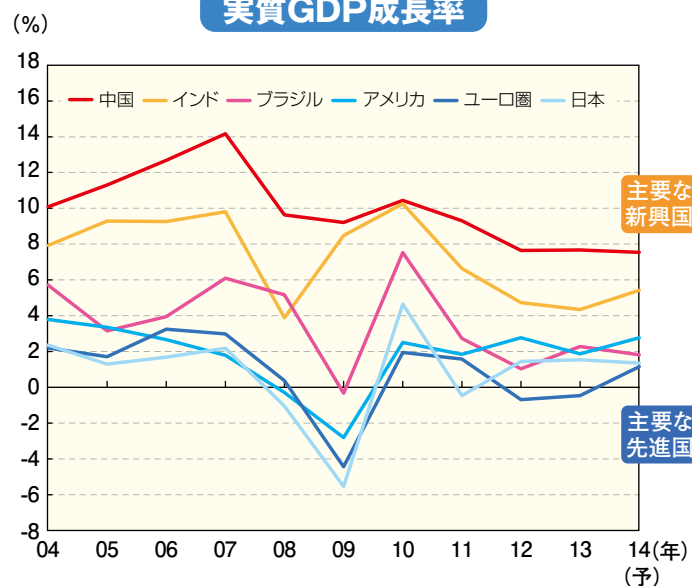
(注1) データは2002年1月末～2014年4月末。2002年1月末を100として指数化。

(注2) 新興国はJPモルガンGBIエマージング・グローバル、先進国はシティ世界国債インデックスを使用(いずれも円ベース)。

(出所) Citigroup Index LLC、Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

景気の回復は見込まれるものの雇用回復の遅れがみられる「先進国」、高成長ながらインフレ懸念がくすぶる「新興国」。世界の経済は多様化し、先進国、新興国の中でも実質GDP成長率、格付け等の方向性に違いが見られます。

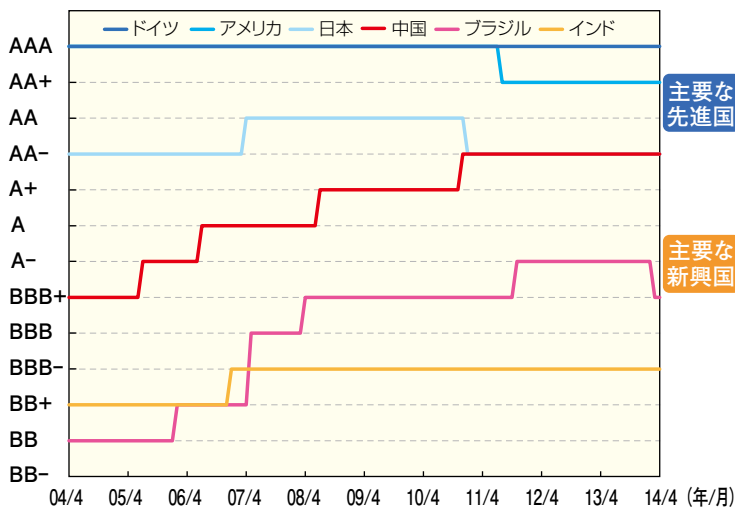
実質GDP成長率



(注) 2014年はIMF予想(2014年4月時点)。

(出所) IMFのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

格付け(自国通貨建長期債務)



(注) データは2004年4月末～2014年4月末。S&Pの格付けを使用。

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

各マザーファンドの投資方針等

G20 α 債券マザーファンド

- 主として、日本を含む世界のソブリン債券*に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 1.G20構成国・地域(EU加盟国を含む)の自国通貨建てソブリン債券を主要投資対象とします。
- 2.投資対象とする債券は、自国通貨建てを中心としますが、自国通貨以外の通貨建て債券に投資を行う場合があります。また、自国通貨以外の通貨建て債券に投資する際、実質的に自国通貨建てとなるよう為替取引を行う場合があります。

*ソブリン債券には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。

- 投資対象国と通貨別配分については、信用力、流動性、金利・経済状況、通貨分散等を勘案し決定します。
- 保有する債券の平均格付けは、原則として、BBB格相当以上とします。ただし、市場環境によってはBBB格相当を下回る場合があります。
- 市場動向に応じて対円での為替ヘッジを行う場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

中国人民元建て債券マザーファンド

- 主として、中国人民元建ての国債等*に投資します。

*国債等には国債のほか、政府機関債、政府系機関が発行する金融債等を含みます。また、中国人民元以外の通貨建ての債券に投資することがあります。

- 中国の経済動向、市場動向や流動性等を勘案し分散投資します。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

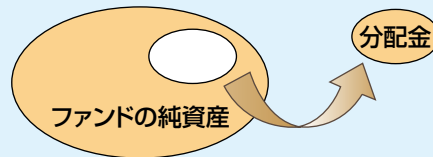
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

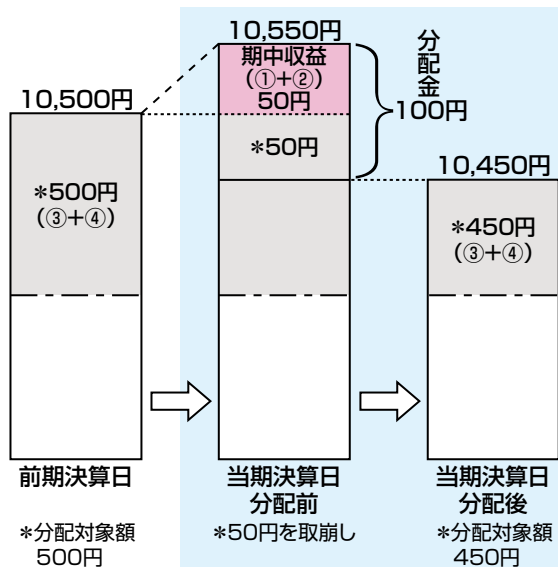
ファンドで分配金が支払われるイメージ



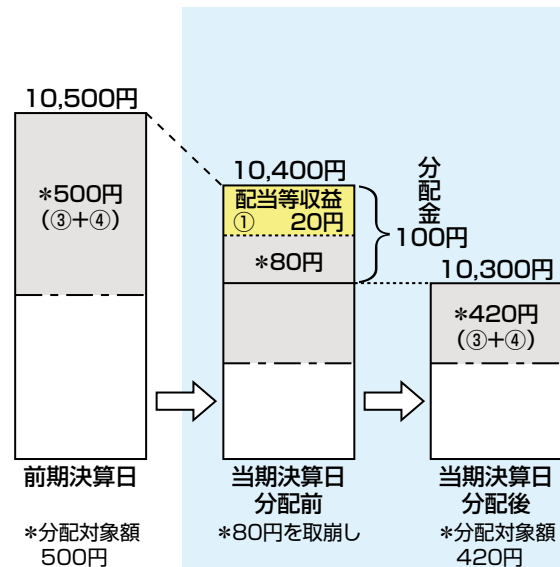
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

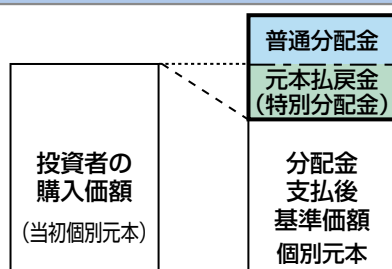


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

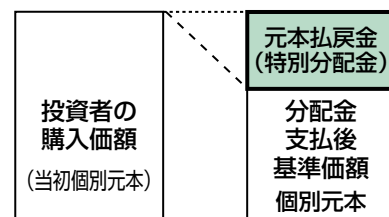
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

基準価額の変動要因

ファンドは、主に内外の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

債 券 市 場 リ ス ク	内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信 用 リ ス ク	ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
市 場 流 動 性 リ ス ク	ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 人民元建の債券への投資については、QFII（適格国外機関投資家）制度上の回金規制の制約を受けます。また、中国政府当局により、対外収支状況などを理由として、海外への送金規制などが行われた場合には、信託財産の回金処理が予定通り行えない可能性があります。中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。QFIIに対する中国国内における課税の取扱いについては、明らかではありません。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

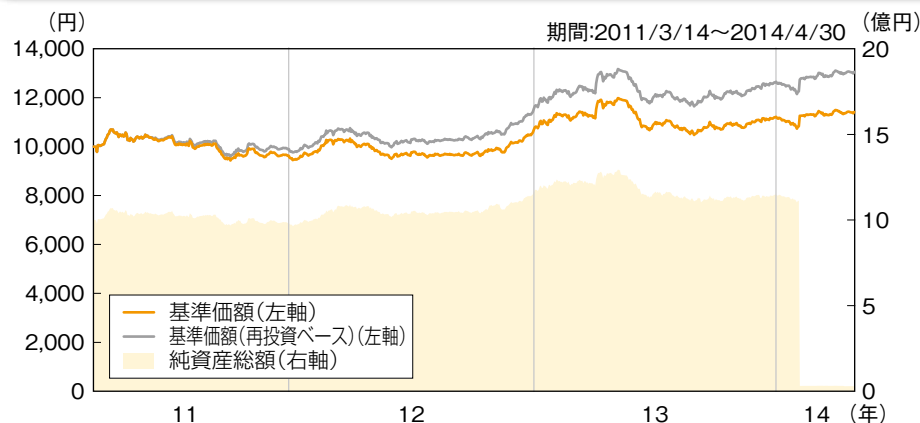
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

運用実績

基準日2014年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額	11,418円
純資産総額	0.3億円

分配の推移

決算期	分配金
2014年 4月	40円
2014年 3月	40円
2014年 2月	40円
2014年 1月	40円
2013年12月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	1,400円

※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬除後です。
※基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友・G20α債券ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
G20α債券マザーファンド受益証券	日本	90.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9.30
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	G20α債券マザーファンド	90.70

■G20α債券マザーファンド

資産別構成

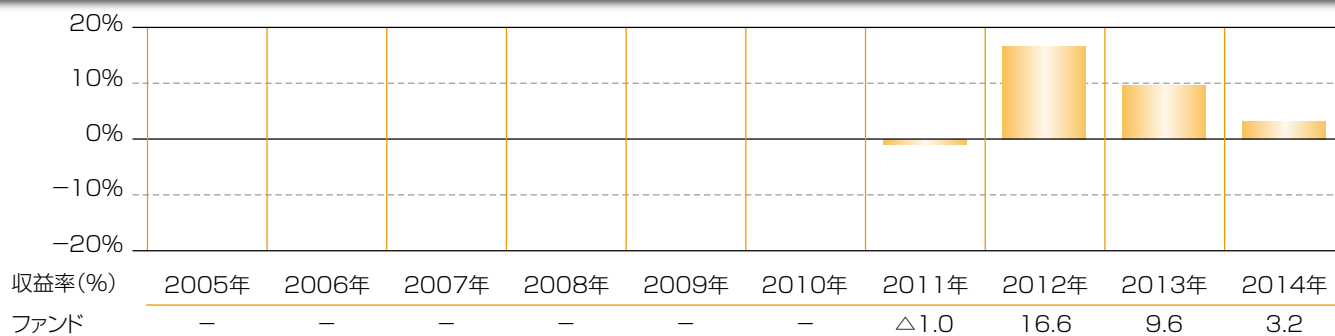
資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	イギリス	8.39
	ポーランド	8.35
	メキシコ	8.32
	アメリカ	7.48
	ニュージーランド	7.46
	その他	50.37
特殊債券	オーストラリア	1.95
地方債証券	オーストラリア	1.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6.68
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
イギリス	国債証券	TREASURY 6	6.000	2028/12/07	6.54
ポーランド	国債証券	POLAND GOVT BOND 5.25	5.250	2017/10/25	5.08
フィリピン	国債証券	PHILIPPINE GOV'T 1.625	1.625	2016/04/25	4.74
ブラジル	国債証券	BNTNF 10% 21/01/01	10.000	2021/01/01	4.32
スペイン	国債証券	SPANISH GOVT 5.5	5.500	2017/07/30	4.09
メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS 8	8.000	2020/06/11	3.99
イタリア	国債証券	BTPS 4.25	4.250	2015/02/01	3.63
メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS 8.5	8.500	2029/05/31	3.46
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 6	6.000	2021/05/15	3.41
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 6	6.000	2017/12/15	3.25

(注1)比率は、当ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注2)「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入保有証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
2011年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2011年3月14日)から年末までの騰落率を表示しています。
2014年のファンドの収益率は、年初から2014年4月30日までの騰落率を表示しています。
ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購 入 代 金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
換 金 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.2%)を差し引いた価額となります。
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2014年6月6日から2015年6月4日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	—
購入・換金申込受付の中止 及び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。
信 託 期 間	2011年3月14日から2021年3月10日まで
繰 上 償 還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
決 算 日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分 配 金 受 取 り コ ー ス:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	6ヵ月(原則として3月および9月の各決算時までの期間)毎に作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
お 申 込 不 可 日	ニューヨーク、ロンドンの銀行または取引所の休業日、シンガポールの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>3.24%(税抜き3.0%)</u> を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.2%</u> の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に <u>年1.2204%(税抜き1.13%)</u> の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。
------------------	--

<信託報酬の配分(税抜き)>

委託会社	販売会社	受託会社
年0.54%	年0.54%	年0.05%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
------------	---

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2014年4月30日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

MEMO

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。

なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

「三井住友・G20α 債券ファンド」 の購入時手数料について

- ◆ファンドに係る購入時手数料は無手数料とします。
- ◆野村證券株式会社における購入単位は、以下のとおりになります。（購入後のコース変更はできません。）
一般コース：1万口以上1万口単位
自動けいぞくコース：1万円以上1円単位

詳しくは野村ネット&コールのウェブサイトをご確認ください。



70470021